回　覧

野焼きは禁止されています！

野焼きによる廃棄物の焼却は廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって禁止されています。

≪罰則≫
廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者（未遂行為も含む）
５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人は３億円以下の罰金）、またはこれを併科する
（廃掃法第二五条第十五号より）

ドラム缶、ブロック積み、構造基準を満たさない焼却炉などでの焼却も法律で禁止されています。

一部例外とされている行為
1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行うもの（どんど焼き等）
3. 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行われるもの
   ※廃ビニールの焼却は不可
4. たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの
   ※「軽微な焼却」とは、煙の量やにおい等が近所の迷惑にならない程度の少量のことです。日常生活から発生する紙くずなどは焼却しないでください。

例外行為であっても、推奨されているわけではありません。焼却する場合は、火災に十分留意して消火するまでその場を離れないことに加え、事前に近所の方に野焼きをする旨を伝えるなど、周囲の住宅環境に配慮して苦情が出ないように努めてください。

長久手市　くらし文化部　環境課
℡０５６１-５６-０６１２

野焼きによるご近所トラブルを事前に避ける

次のことを守ってください

① 近所の迷惑にならない程度の少量（苦情がない量）にとどめる
（燃やすことを推奨しているわけではありません。）

② 風向きや強さ、時間帯を考慮する
（洗濯物に臭いがつく、煙が家に充満するなど苦情の原因となります。）

③ 植物はよく乾かして煙の発生量を抑える
（湿った草木は煙が大量に発生します。）

④ ご近所にひと声かける

⑤ １回のたき火時間を短時間にとどめる

廃棄物の処分を他人に委託するときは、下記許可業者に委託してください。（有料）

長久手市一般廃棄物収集運搬許可業者

愛長造園(有)	0561-62-4029
(有)岩田清掃	0561-21-0006
(株)エコロダイワ	052-775-5589
(株)大藤	0561-61-1717
興亜商事(株)	0561-62-3100
日の出衛生保善(株)	0561-61-6070
フジ建設(株)	052-739-1124
ホーメックス(株)	0561-62-2300
(株)丸周	0561-84-2325
(株)森岡商店	0561-63-3004
(有)リサイクル	0561-82-8257

長久手市　くらし文化部　環境課
℡０５６１-５６-０６１２